



## 課税明細書の見方

区分 <b>ア</b>	土地又は家屋の所在地 <b>イ</b>		不動産番号 <b>ス</b>	課税標準額(円) <b>ソ</b>		本則課税標準額(円) <b>ツ</b>	
登記地目又は種類・用途 <b>ウ</b>	登記地積又は床面積(m <sup>2</sup> ) <b>カ</b>	建築年 <b>ケ</b>	評価額(円) <b>セ</b>	固定	前年度課税標準額又は比準課税標準額(円) <b>タ</b>	軽減税額(円) <b>テ</b>	
現況地目又は構造 <b>エ</b>	現況地積又は床面積(m <sup>2</sup> ) <b>キ</b>	現況階層 <b>ク</b>			減免税額(円) <b>チ</b>	相当税額(円) <b>ト</b>	
家屋番号又は共有土地の持分割合 <b>オ</b>	非課税地積又は床面積(m <sup>2</sup> ) <b>ク</b>	現況屋根 <b>サ</b>			課税標準額(円) <b>ソ</b>	本則課税標準額(円) <b>ツ</b>	
備考 <b>シ</b>			都計	都計	前年度課税標準額又は比準課税標準額(円) <b>タ</b>	軽減税額(円) <b>テ</b>	
					減免税額(円) <b>チ</b>	相当税額(円) <b>ト</b>	
					小規模住宅用地	固定 <b>ハ</b>	固定 <b>ハ</b>
一般住宅用地	地積 <b>ナ</b>	課税標準額 <b>ニ</b>	負担水準	課税標準額 <b>ネ</b>	負担水準		
上記以外の土地		(円)		(円)			

上の表は、課税明細書の最初の行を抜粋したものです。  
以降が、土地・家屋別の課税明細書の見方についての説明です。

## 課税明細書の見方（家屋の場合）

記号	項目	内容
㊦	区分	「家屋」と記載されます。
㊧	家屋の所在地	家屋の所在地（住所）です。
㊨	種類・用途	家屋の種類（居宅・物置・車庫など）です。
㊩	構造	家屋の構造（木造・非木造）です。
㊪	家屋番号	不動産登記上の家屋番号です。 （未登記家屋の場合は空欄）
㊫	登記床面積	不動産登記上の床面積です。 （未登記家屋の場合は空欄）
㊬	現況床面積	課税上の床面積です。
㊭	非課税床面積	非課税対象物件の場合、対象となる床面積が記載されます。
㊮	建築年	家屋の建築年です。 （不詳の場合は「建築年不詳」と記載）
㊯	現況階層	家屋の階層（1階・2階など）です。
㊰	現況屋根	家屋の屋根（瓦葺・スレート葺など）です。
㊱	備考	新築住宅の軽減措置や、減免が適用されていたり、非課税対象物件の場合は、備考欄にその旨が記載されます。
㊲	不動産番号	※香取市では記載していません。
㊳	評価額	家屋の評価額です。
㊴	課税標準額	家屋の課税標準額です。
㊵	※土地のみ記載があります。	
㊶	減免税額	減免対象物件の場合、適用となる税額分が記載されます。
㊷	※土地のみ記載があります。	
㊸	軽減税額	新築住宅の軽減等が適用されている場合、適用となる税額分が記載されます。
㊹	相当税額	物件の税相当額です。 ※端数処理をするため、税相当額の合計と年税額は一致しない場合があります。
㊺～㊻	※土地のみ記載があります。	

## 課税明細書の見方（土地の場合）

記号	項目	内容															
㊦	区分	「土地」と記載されます。															
㊧	土地の所在地	土地の所在地（地番）です。															
㊨	登記地目	不動産登記上の地目（宅地・田・畑など）です。															
㊩	現況地目	課税上の地目（宅地・田・畑など）です。															
㊪	共有土地の持ち分割合	※香取市では記載していません。															
㊫	登記地積	不動産登記上の地積（面積）です。															
㊬	現況地積	課税上の地積（面積）です。															
㊭	非課税地積	非課税対象物件の場合、その対象となる地積です。															
㊮		※家屋のみ記載があります。															
㊯		※家屋のみ記載があります。															
㊰		※家屋のみ記載があります。															
㊱	備考欄	住宅用地の特例措置や、減免対象物件・非課税対象物件の場合には、その旨が記載されます。															
㊲	不動産番号	※香取市では記載していません。															
㊳	評価額	土地の評価額です。															
㊴	課税標準額	土地の課税標準額です。															
㊵	前年度課税標準額 又は 比準課税標準額	前年度の課税標準額です。前年中に状況の変更（用途や目的など）があった場合は、比準課税標準額（前年度も本年と同じ状況であったとした場合の課税標準額）となります。															
㊶	減免税額	減免対象物件の場合、適用となる税額分が記載されます。															
㊷	本則 課税標準額	<p>■本則課税標準額は次の区分により異なります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">宅地（住宅用地）</td> <td style="text-align: center;">住宅用地以外の宅地や 宅地に比準する雑種地など</td> <td style="text-align: center;">田・畑・山林など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">評価額 × 特例率</td> <td style="text-align: center;">評価額 × 70%</td> <td style="text-align: center;">評価額</td> </tr> </table> <p>※本来であれば住宅用地以外の宅地や宅地比準の雑種地などは評価額が本則課税標準額ですが電算処理の関係で評価額×70%となります。</p> <p>■住宅用地の特例率は下表の区分によります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">固定資産税</th> <th style="text-align: center;">都市計画税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">小規模住宅用地</td> <td style="text-align: center;">6分の1</td> <td style="text-align: center;">3分の1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般住宅用地</td> <td style="text-align: center;">3分の1</td> <td style="text-align: center;">3分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※住宅用地の上限は家屋床面積の10倍までです。併用住宅については居住部分の割合に応じて住宅用地の率（住宅用地の面積）が減少します。</p> <p>【小規模住宅用地】200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）をいいます。</p> <p>【一般住宅用地】小規模住宅用地以外の住宅用地をいいます。（例えば300㎡の住宅用地であれば200㎡分が小規模住宅用地で残り100㎡分が一般住宅用地となります。）</p>	宅地（住宅用地）	住宅用地以外の宅地や 宅地に比準する雑種地など	田・畑・山林など	評価額 × 特例率	評価額 × 70%	評価額		固定資産税	都市計画税	小規模住宅用地	6分の1	3分の1	一般住宅用地	3分の1	3分の2
宅地（住宅用地）	住宅用地以外の宅地や 宅地に比準する雑種地など	田・畑・山林など															
評価額 × 特例率	評価額 × 70%	評価額															
	固定資産税	都市計画税															
小規模住宅用地	6分の1	3分の1															
一般住宅用地	3分の1	3分の2															

㊦	軽減税額	軽減対象物件の場合、適用となる税額分が記載されます。																					
㊧	相当税額	土地の税相当額です。課税標準額に次の税率を乗じます。 【固定資産税】 1.4%      【都市計画税】 0.2% ※端数処理をするため、相当税額の合計と年税額は一致しない場合があります。																					
㊨	地積	小規模住宅用地、一般住宅用地、上記(住宅用地)以外の土地の区分ごとの地積(面積)です。																					
㊩	固定課税標準額	小規模住宅用地、一般住宅用地、上記(住宅用地)以外の土地の区分ごとの固定資産税の課税標準額です。																					
㊪	固定負担水準	<p>小規模住宅用地、一般住宅用地、上記(住宅用地)以外の土地の区分ごとの固定資産税の負担水準を表示しています。</p> <p style="text-align: center;"><b>負担水準 = 前年度課税標準額 ÷ 本則課税標準額</b></p> <p>※負担水準とは個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額(本則課税標準額)に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p> <p>※税負担の公平性等の観点から負担感に配慮しつつ段階的に負担水準の均衡化を進めるための負担調整措置により課税標準額が計算されています。</p> <p style="text-align: center;"><b>【負担調整措置(今年度課税標準額の求め方)】</b></p> <p>◆住宅用地</p> <table border="1" data-bbox="491 1003 1485 1294"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>税額(前年度比)</th> <th>負担調整(今年度課税標準額の算出)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.000以上</td> <td>引下げ または据置</td> <td>本則課税標準額</td> </tr> <tr> <td>1.000未満</td> <td>上昇</td> <td>前年度課税標準額＋ 本則課税標準額の5% (※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 算出した額が本則課税標準額を上回る場合は、本則課税標準額が今年度課税標準額となります。また、本則課税標準額の20%を下回る場合は20%相当額が今年度課税標準額です。</p> <p>◆住宅用地以外の宅地、宅地に比準する雑種地など</p> <table border="1" data-bbox="491 1496 1485 1854"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>税額(前年度比)</th> <th>負担調整(今年度課税標準額の算出)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.700以上</td> <td>引下げ</td> <td>本則課税標準額</td> </tr> <tr> <td>0.600以上 0.700未満</td> <td>据置</td> <td>前年度課税標準額を据置</td> </tr> <tr> <td>0.600未満</td> <td>上昇</td> <td>前年度課税標準額＋ 今年度評価額の5% (※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 今年度評価額の60%を上回る場合は、60%相当額が今年度課税標準額です。また、今年度評価額の20%を下回る場合は20%相当額が今年度課税標準額です。</p>	負担水準の区分	税額(前年度比)	負担調整(今年度課税標準額の算出)	1.000以上	引下げ または据置	本則課税標準額	1.000未満	上昇	前年度課税標準額＋ 本則課税標準額の5% (※)	負担水準の区分	税額(前年度比)	負担調整(今年度課税標準額の算出)	0.700以上	引下げ	本則課税標準額	0.600以上 0.700未満	据置	前年度課税標準額を据置	0.600未満	上昇	前年度課税標準額＋ 今年度評価額の5% (※)
負担水準の区分	税額(前年度比)	負担調整(今年度課税標準額の算出)																					
1.000以上	引下げ または据置	本則課税標準額																					
1.000未満	上昇	前年度課税標準額＋ 本則課税標準額の5% (※)																					
負担水準の区分	税額(前年度比)	負担調整(今年度課税標準額の算出)																					
0.700以上	引下げ	本則課税標準額																					
0.600以上 0.700未満	据置	前年度課税標準額を据置																					
0.600未満	上昇	前年度課税標準額＋ 今年度評価額の5% (※)																					

◆一般農地（転用許可を受けた田・畑を除く）

負担水準の 区分	税額 (前年度比)	負担調整 (今年度課税標準額の算出)
1.000 以上	引下げ または据置	本則課税標準額
0.900 以上 1.000 未満	上昇	前年度課税標準額×1.025
0.800 以上 0.900 未満		前年度課税標準額×1.05
0.700 以上 0.800 未満		前年度課税標準額×1.075
0.700 未満		前年度課税標準額×1.10

◆宅地・農地以外の土地

負担水準の 区分	税額 (前年度比)	負担調整 (今年度課税標準額の算出)
1.000 以上	引下げ または据置	本則課税標準額
1.000 未満	上昇	前年度課税標準額＋ 本則課税標準額の5%（※）

（※）算出した額が本則課税標準額を上回る場合は、本則課税標準額が今年度課税標準額となります。また、本則課税標準額の20%を下回る場合は20%相当額が今年度課税標準額です。

⊗	都計課税標準額	小規模住宅用地、一般住宅用地、上記(住宅用地)以外の土地の区分ごとの都市計画税の課税標準額です。
---	---------	--

小規模住宅用地、一般住宅用地、上記(住宅用地)以外の土地の区分ごとの都市計画税の負担水準を表示しています。

$$\text{負担水準} = \text{前年度課税標準額} \div \text{本則課税標準額}$$

※負担水準とは個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額(本則課税標準額)に対してどの程度まで達しているかを示すものです。

※税負担の公平性等の観点から負担感に配慮しつつ段階的に負担水準の均衡化を進めるための負担調整措置により課税標準額が計算されています。

【負担調整措置(今年度課税標準額の求め方)】

◆住宅用地

負担水準の区分	税額(前年度比)	負担調整(今年度課税標準額の算出)
1.000以上	引下げ または据置	本則課税標準額
1.000未満	上昇	前年度課税標準額+ 本則課税標準額の5% (※)

(※) 算出した額が本則課税標準額を上回る場合は、本則課税標準額が今年度課税標準額となります。また、本則課税標準額の20%を下回る場合は20%相当額が今年度課税標準額です。

◆住宅用地以外の宅地、宅地に比準する雑種地など

負担水準の区分	税額(前年度比)	負担調整(今年度課税標準額の算出)
0.700以上	引下げ	本則課税標準額
0.600以上 0.700未満	据置	前年度課税標準額を据置
0.600未満	上昇	前年度課税標準額+ 今年度評価額の5% (※)

(※) 今年度評価額の60%を上回る場合は、60%相当額が今年度課税標準額です。また、今年度評価額の20%を下回る場合は20%相当額が今年度課税標準額です。



都計負担水準